

第7年次事業計画について

- 山口県勤労福祉共済会は、昭和49年9月中小企業に勤務する未組織の勤労者等の生活の安定と福祉の向上を目的として設立され、昭和61年6月に社団法人化し、その後公益法人改革の対応として、平成25年9月2日、雇用の安定と地域企業の振興、ひいては地域社会の発展に寄与することをさらなる目的として、一般社団法人へ移行したところです。
- この間、市町共済会等の関係機関と連携し、共済給付事業の改善、福利厚生事業の充実など、勤労者のニーズに対応した事業の推進を図ってきたところであり、平成31年4月末現在の加入事業所は2,635事業所、加入者数は19,821人と、全国的にも特筆される規模と内容の共済事業を安定的に行ってきたところです。
- 一方で、加入者数や加入口数は、依然として減少傾向にあり、これに歯止めをかけるため、幅広い広報活動を展開し、加入促進活動に努めます。
また、加入者サービスの充実・強化を図り、福利厚生事業等の利用促進に努めます。
- こうした厳しい状況を踏まえつつ、雇用の安定と地域企業の振興、ひいては地域社会の発展に寄与するという本共済会の目的を果たすため、第7年次においては、市町共済会等の関係機関との連携を一層強化し、次に掲げる基本方針に沿った活動を積極的に推進します。

I 基本方針

- 1 共済事業加入者の減少傾向に歯止めをかけるため、既加入者へきめ細かく対応し、継続加入に努めるとともに、加入促進活動を効果的に展開します。

[令和2年5月末加入促進目標]

加入者数：19,900人 加入口数：38,800口

- 2 共済事業を魅力あるものにするため、共済給付金支給の迅速化に努め、福利厚生事業の充実と利用促進を図ります。
- 3 公益目的支出計画に基づき、公益目的事業を実施し、労働福祉の向上に努めるとともに、当共済会のPRに努めます。
- 4 安定した経営基盤を維持します。

II 具体的活動

1 共済事業加入者の維持・拡大

(1) 加入促進強化月間等の取組

ア 加入促進強化月間

〈時 期〉 10月～11月、2月～3月

〈内 容〉

- ・ 県共済会、市町共済会及び県共済会普及員と密接な連携のもとに、加入促進連絡会議において、具体的目標を設定し、事業所訪問等の加入促進活動を実施します。
- ・ 市町広報紙へのPR記事の掲載等、積極的な広報活動を実施します。
- ・ 2月～3月の加入促進強化月間は、広報を中心とした加入促進活動にとどめます。

イ 増口月間

〈時 期〉 5月、11月

〈内 容〉

- ・ 2型、3型及び4型への増口を促進するため、契約更新時の5月に加え、11月に中途増口月間を設けます。

(2) 効果的な加入促進活動の展開

ア 普及員と事務局との「普及員会議」を定期的に行い、普及員のスキルの向上、加入促進活動の質の向上を図ります。

イ 機関誌の発行による会員への情報提供の充実・強化に伴い、普及員の既加入者への積極的なPR、利用促進を行うなど、きめ細かい対応の実施により既加入者の継続加入に努めます。

ウ 加入促進活動に係る粗品を作成し、効果的な加入促進に努めます。

(3) 4型、ファミリー型等の加入促進

下記を対象に積極的に普及活動を行い、加入促進を行います。

- ・ 4 型：加入可能年齢層（49歳以下）を対象
 - ・ ファミリー型：既加入者（1～4型加入者）及びその家族を対象
- また、65歳以上の勤労者を対象とした高齢者型の加入促進にも努めます。

(4) 広報活動の推進

ア マス・メディアを利用した活動

「ハートピア共済」の知名度を高め、興味・関心を持ってもらうため、年間を通してラジオを利用し、幅広い広報活動を行います。

イ インターネットを利用した活動

インターネットを利用しリアルタイムに情報提供を行い、幅広い広報活動を行います。

ウ 広報媒体を利用した活動

さまざまな広報媒体を利用し、幅広い広報活動を行い、「ハートピア共済」の知名度を高めます。

(ア) パンフレットの配布及び市町広報紙等へのPR記事掲載、ポスターの掲示の活用等行います。

(イ) 山口県広報誌「ふれあい山口」11月号に広告を掲載します。

(ウ) 山口県公用車の側面ドアを利用して広告を行います。
(県下8ブロックの公用車)

(エ) 地域情報紙（「サンデー山口」等）による広告を全県で展開します。

(5) 加入事業所等へのサービス

ア 新規加入事業所へ記念品の進呈

大口加入事業所に対して、加入口数に応じてカタログギフト等を進呈します。

イ 紹介事業所の加入に係る謝礼

加入促進活動の幅を広げ、加入者の減少傾向に歯止めをかけるため、既加入事業所(代表者)及び個人加入の方に未加入事業所を紹介していただき、その事業所が加入した場合に一事業所の加入成立口数に応じて全国共通JCBのギフト券を紹介者に進呈します。

ウ 既加入事業所等へ粗品の配布

5月の契約更新依頼時に、加入事業所(個人)に対し、粗品を配布します。

2 加入者サービスの充実

(1) 福利厚生事業の充実と利用促進

ア 助成事業

(ア) 全国宿泊施設利用料助成事業

従業員の福利厚生のため、全国宿泊施設利用料助成事業の広報を積極的に行い、加入者の利用促進に努めます。

(助成内容)

助成対象者	加入者で、掛金の滞納がない方
対象施設	全国の宿泊施設
助成額	1・2・高・F型 1人2,000円 3・4型 1人3,000円 【1人あたりの宿泊料(食事代を含む)が2,000円以上】
利用回数	加入者1人につき年1回(共済契約期間6月～翌年5月)
申請期限	利用日から1年以内

(イ) 人間ドック・脳ドック受診料助成事業

従業員の福利厚生のため、人間ドック・脳ドック受診料助成事業の広報を積極的に行い、加入者の利用促進に努めます。

(助成内容)

内容		型種					
		1 型	2 型	3 型	4 型	高齢者型	
助成対象者		1年以上の継続加入者で、掛金の滞納がない方					
対象年齢		満 40 歳以上		満 35 歳以上		満 65 歳以上	
助成額	人 間 ドック	日帰り	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	2,000 円
		1泊2日			6,000 円	8,000 円	
	脳ドック		1,000 円	1,000 円	2,000 円	2,000 円	1,000 円
利用回数		加入者 1 人につき人間ドック、脳ドックそれぞれ年 1 回 (共済契約期間 6 月～翌年 5 月)					
申請期限		受診日から 1 年以内					

(ウ) 国家資格試験等受験料助成事業

従業員の福利厚生の充実のため、国家資格試験等受験料助成事業の広報を積極的に行い、加入者の利用促進に努めます。

(助成内容)

助成対象者	1年以上の継続加入者で、掛金の滞納がない方
助成条件	業務上必要な資格であること、かつ自己の技術・能力を高めるために、国家試験等を受験した場合
対象試験	(1) 国家試験 (2) 商工会議所、商工会が行う各種検定試験 (3) 業界組織（全国規模）が行う各種検定試験 (4) その他共済会が対象と認める試験等
助成額	1・2・高型 1 人 2,000 円 3・4 型 1 人 4,000 円
利用回数	加入者 1 人につき年 1 回(共済契約期間 6 月～翌年 5 月)
申請期限	受験日から 1 年以内
※対象要件	研修(講習)の場合、研修(講習)期間中に修了試験が実施され、そのことが要綱等で確認できる場合は対象となります。

イ 共済会福祉対策事業補助事業

各市町共済会が会員の福祉の増進を図るために実施するバスツアーなどの共済会福祉対策事業について、「一市町一事業の実施」を目標に、福祉対策事業の推進に努めます。

ウ 協定施設利用料等割引事業

協定施設の利用料等割引事業の広報を積極的に行い、利用促進に努めます。

- | | | | |
|----------|--------|-------------|--------|
| ・ 県外協定施設 | 6 箇所 | ・ 県内協定施設 | 6 箇所 |
| ・ 結婚式場施設 | 3 箇所 | ・ レジャー施設 | 2 箇所 |
| ・ 文化センター | 1 箇所 | ・ スイミングスクール | 1 2 箇所 |
| ・ 葬儀施設 | 1 1 箇所 | | |

エ 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の利用促進

全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「全福センター」という。）の行う、次の事業の利用促進に努めます。

- ・協定施設の割引事業
- ・レンタカー割引事業
- ・NHK学園通信教育講座割引事業
- ・引越サービス割引事業

オ 中小企業退職金共済制度の加入促進

中小企業に勤務する従業員の福祉の増進と雇用の安定を図るため、同制度への加入促進を図ります。

(2) 会員向け機関誌の配布

年6回機関誌を作成し、加入者一人一人に配布します。

会員向けの共済事業及び福利厚生事業の内容の周知を図り、お得な内容を充実させ、利用促進に努めます。

配布時期・・・7月、9月、11月、1月、3月、5月（各号15日発行）

発行部数・・・各号約18,600部

掲載内容・・・共済事業、福利厚生事業の紹介
旅行、コンサート等の割引斡旋
商品プレゼント等

その他の特典・家庭常備薬品及び健康管理用品を加入者に格安で斡旋します。
全福センターからの情報を加入者に配布します。

(3) 山口県労働セミナーの共催

会員事業所のビジネススキルの向上を図るため、山口労働セミナーを山口県労働協会と共催します。

「労働セミナー」のご案内のチラシは、会員向け機関誌「ハートピア」に同封し、参加者の募集に努めます。

(4) 永年加入事業所の表彰等

共済事業の定着を図るため、永年加入事業所の表彰及び記念品授与を行います。

3 公益性の強化に向けた取組

公益に関する事業であって不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業として、公益目的事業について、公益目的支出計画に基づき実施します。

(1) セミナー・講演会事業

ア 講演会

「労働福祉」に係るテーマのセミナー・講演会を開催します。

- ・対象者 テーマに関心のある方

《日時・場所等》

日 時 令和2年1月19日（日） 14時～15時30分

場 所 山口県総合保健会館 多目的ホール（山口市吉敷下東3-1-1）

募集人数 700名

参加料 無料

《内 容》

テーマ 未定

講師 未定

イ 講師派遣事業

県内で開催される労働福祉に関する各種の研修会、学習会等に、専門的な知見を有する講師（社会保険労務士）を派遣します。（参加者 概ね10人以上）

啓発用のチラシを作成し、広報を積極的に行い、事業の利用促進に努めます。

- ・予算 100万円

ウ 啓発パンフレットの作成

「ワーク・ライフ・バランス」の啓発リーフレットを作成します。

作成枚数 12,000枚

配布先 商工会議所等、市町役場等、関係機関等へ配布

(2) 助成(公募)事業

団体活動助成事業は、県内に事業所を置く非営利法人及び組織の運営に関する会則等の定めがあり、かつ、決算書が作成されている団体で、県内で行われる次の事業に対し助成します。（1事業年度につき、1団体1事業 各事業、上限20万円）

啓発用のチラシを作成し、県内に事業所を置く非営利法人や団体に対して、広報を積極的に行い、事業の利用促進に努めます。

- ・7年次申請件数 1件 予算 20万円

※7年次応募締切、平成31年4月25日

(助成内容)

事業	上限額	助成率	助成期間
(1)女性、若者、障害者、高齢者及び外国人等の就労による自立を促進する事業	20万円	助成対象経費の10/10以内	6月から翌年3月までの10か月間
(2)仕事と家庭(子育て、介護等)の両立支援に係る事業	20万円	助成対象経費の10/10以内	6月から翌年3月までの10か月間
(3)労働福祉に係る事業	20万円	助成対象経費の10/10以内	6月から翌年3月までの10か月間

4 安定した経営基盤の維持

- 将来の共済金の支払いに備えて、引き続き、国債などによる安全確実な資産運用を進めます。
- 事業活動に伴う管理的経費の削減に努めます。
- 既加入事業所の継続加入に繋げるため、未収共済掛金の回収に努めます。